

平成二十三年八月二十六日受領
答弁第四〇二二号

内閣衆質一七七第四〇二号

平成二十三年八月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出元外務省職員の著書等が我が国の国益に及ぼす影響等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出元外務省職員の著書等が我が国の国益に及ばず影響等に関する質問に対する答弁書

一について

寄稿（出版）届は、外務公務員を対象にした制度であるため、外務省を退職した者に対して寄稿（出版）届の提出は求めている。

二及び三について

寄稿（出版）届は、外務公務員を対象にした制度であり、既に外務省を退職した者から寄稿（出版）届が出された事例はない。

四及び六について

丹波實氏は平成十四年十一月十五日に外務省を退職しており、御指摘の著作は寄稿（出版）届の対象ではない。

五について

外務省を退職した者は寄稿（出版）届の対象ではないが、平成十五年に、丹波實氏から外務省に対し、

同氏のロシア在勤中の事項等を中心とする著作を出版するに当たって相談があつた。これに対し、外務省から、在職中の事項に関する著作を出版するに当たって留意すべき点について説明を行った。

七について

外務省から、丹波實氏に対して、御指摘の著作の内容について意見を伝えている。

八について

外務省としては、外務省職員以外の者に対して寄稿（出版）届の提出を求める立場にない。